

令和4年12月20日

## 令和5・6年度 四日市市スポーツ推進委員募集要項（公募）

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、四日市市が委嘱する委員です。規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言等を行う非常勤職員です。

### 1 募集委員

四日市市スポーツ推進委員

### 2 応募資格

- (1) 四日市市内に住所を有する人（住民登録している人）
- (2) 満18歳以上65歳未満の人（令和5年4月1日時点）
- (3) スポーツの普及・振興に寄与したいという強い思いがあり、行事等に積極的に参加できる人

#### 【こんな人を募集します！】

- 四日市市スポーツ推進委員の仲間と共に、市民の皆さんと運動・スポーツの楽しさを分かち合いたい！
- スポーツボランティアに協力したい！
- 今まで培った経験、熱意、行動力を地域スポーツ振興に貢献したい！

### 3 募集人数

若干名

#### 4 委員について（概要）

##### (1) 身分

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定による非常勤職員

##### (2) 任期

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

##### (3) 報酬

月額4,000円（税込）

報酬額は「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例」による。委嘱後、報酬の支払い事務に必要なマイナンバーの提出にご協力をお願いします。

なお、スポーツ推進委員に採用された場合、四日市市スポーツ推進委員協議会（任意団体・年会費15,000円）に加入していただいております。

##### (4) 委嘱と解嘱

委嘱・解嘱の際は、委員会の出席状況や四日市市関連事業への出務状況を参酌します。

###### ① 委嘱

社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び四日市市スポーツ推進委員に関する規則第3条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

###### ② 解嘱

市長は、特別の理由があると認めるときは、任期中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

#### 5 申込方法

所定の「申込書」に必要事項を記入し、「小論文」を添えて、応募期限までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出してください。

##### (1) 申込に必要な提出物

###### ① 公募申込書

###### ② 申込用紙

###### ③ 小論文

##### (2) 小論文テーマ

A4用紙1枚程度に「応募の動機」「スポーツ推進委員として取り組みたいこと」をテーマに小論文を作成・添付してください。

### (3) 申込締切

令和5年2月20日（月）必着

#### 6 選考等について

- ① 書類選考：申込書、小論文
- ② 面接選考 令和5年3月中旬予定
- ③ 結果通知 令和5年3月下旬予定。

#### 7 留意事項

- ① スポーツ推進委員の活動（研修、事業運営など）は多岐にわたるとともに、平日夜間・休日を問わず活動があります。十分な活動時間の確保が見込める方のご応募をお願いします。
- ② スポーツ推進委員の活動は、団体行動が基本です。団体・集団での行動にご理解のある方のご応募をお願いします。

#### 8 提出先・問い合わせ

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号 市役所9階

四日市市シティプロモーション部スポーツ課 担当：南部

電話：059-354-8429 FAX：059-354-8432

E-mail：[sports@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:sports@city.yokkaichi.mie.jp)

※持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にてご提出ください。